

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する 法律の施行の留意事項について

建設省技調発第169号、建設省営計発第43号 平成4年7月6日

建設大臣官房技術調査室長
建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長 から

各地方建設局企画部長
各地方建設局営繕部長 へ

産業廃棄物を含む建設副産物については、その再生利用の推進及び不適正処理の防止の観点から種々の指導を行ってきたところであるが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が7月4日に施行されるにあたり、貴管下の工事の発注に際し、下記の点に一層留意されたい。

記

1. 特別管理産業廃棄物に飛散性アスベスト等が指定されたことにより、当該廃棄物が発生する工事の発注にあたっては、施工条件として明示するなど、その処理については万全を期すこと。
2. 産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合の基準が強化されたことにより、工事の施工にあたり、建設業者を十分指導すること。
3. その他、本改正法に基づく取扱いについて周知し、遺漏のなきよう取扱うこと。

特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト）処理に関する留意事項

1. 積算対応
 - ① 当該工事において、飛散性アスベストが発生することを明示する。
 - ・発生場所
 - ・発生数量

② 処理方法等を明示する。

- ・運搬方法
- ・運搬距離
- ・処分地
- ・処理方法（埋設等）
- ・処理計画に関する資料の提出義務

③ 処理費については、適正な積算を行う。

- ・契約図書等に契約条件を明示し、変更を要する場合は、甲、乙協議により、適正に変更契約を行うこと。

2. 処理計画

① 施工計画書に処理方法等について記載を義務付ける。

- ・工事全体の施工計画書
- ・飛散性アスベスト処理方法に関する施工計画書

② 処理委託契約書等適正処理に関する証明書の写しの提出を義務付ける。

- ・適正処理済みを証明できる資料

※なお、営繕工事においては、昭和 63 年 10 月 3 日付け、建設省営計発第 64 号

「官庁施設のアスベスト対策について」により既に対応しているところであるが、なお一層遺漏なきよう取り扱い願いたい。

※参考図書「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（日本建築センター編集・発行）